

子どもとの関係	<p><b>子どもとの愛着関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを可愛く思い、守り、支えようとする姿勢がある。</li> <li>・子どもを思う気持ちはあるが、うまく関わるのが苦手</li> <li>・子どもを可愛く思えない事情があり、子どもへの関わりは十分ではない。</li> <li>・子どもに対して拒否の気持ちはある。</li> </ul> <p><b>子どもに対する共感性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの気持ちを汲んで考えることができる。（温かく肯定的な子どもとの関係がある）</li> <li>・子どもの気持ちが十分に汲めない。</li> <li>・子どもと情緒的な距離がある。（関係が醒めている）</li> </ul>		
性的虐待の問題をはさんでの関係	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>非加害保護者に対しての子どもの優勢的な気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼し頼りにし、気持ちが表明できる関係</li> <li>・あえて自分を出す必要もなく、絶対的に依存して解決を任せたい。</li> <li>・非加害保護者の困惑や不安を察し、過度に気遣って自分の気持ちを抑えすぎ</li> <li>・自分を出せず服従</li> <li>・守ってもらえなかったことへの怒りや不信が芽生え、アンビバレント</li> <li>・怒りや不信が強い。</li> <li>・期待せず諦めている。</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>非加害保護者の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの言うことを信じ、一貫して子どもを支援。事実を理解しようとする。</li> <li>・子どもの開示を信じきれず、困惑・混乱</li> <li>・大変な事態になるのではとの不安から、子どもの側に立ち支援することができない。</li> <li>・出来事を過少評価し、子どもを支援しようしない。</li> <li>・子どもと敵対</li> </ul> <p><b>子どもに対しての非加害保護者の気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを守ることができず、good enoughな親になっていないことの罪障感と失敗感を感じ、それを子どもにも話すことができる。</li> <li>・虐待の事実直面し、傷つき、子どもの気持ちにうまく対処できずにいる。</li> <li>・子どもから怒りや不信を向けられることに恐れを感じ、回避</li> <li>・子どもの抱く感情に不快を感じたり、家族関係が壊れてしまったことに怒りや恨みを抱く。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>非加害保護者に対しての子どもの優勢的な気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼し頼りにし、気持ちが表明できる関係</li> <li>・あえて自分を出す必要もなく、絶対的に依存して解決を任せたい。</li> <li>・非加害保護者の困惑や不安を察し、過度に気遣って自分の気持ちを抑えすぎ</li> <li>・自分を出せず服従</li> <li>・守ってもらえなかったことへの怒りや不信が芽生え、アンビバレント</li> <li>・怒りや不信が強い。</li> <li>・期待せず諦めている。</li> </ul>	<p><b>非加害保護者の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの言うことを信じ、一貫して子どもを支援。事実を理解しようとする。</li> <li>・子どもの開示を信じきれず、困惑・混乱</li> <li>・大変な事態になるのではとの不安から、子どもの側に立ち支援することができない。</li> <li>・出来事を過少評価し、子どもを支援しようしない。</li> <li>・子どもと敵対</li> </ul> <p><b>子どもに対しての非加害保護者の気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを守ることができず、good enoughな親になっていないことの罪障感と失敗感を感じ、それを子どもにも話すことができる。</li> <li>・虐待の事実直面し、傷つき、子どもの気持ちにうまく対処できずにいる。</li> <li>・子どもから怒りや不信を向けられることに恐れを感じ、回避</li> <li>・子どもの抱く感情に不快を感じたり、家族関係が壊れてしまったことに怒りや恨みを抱く。</li> </ul>
<p><b>非加害保護者に対しての子どもの優勢的な気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼し頼りにし、気持ちが表明できる関係</li> <li>・あえて自分を出す必要もなく、絶対的に依存して解決を任せたい。</li> <li>・非加害保護者の困惑や不安を察し、過度に気遣って自分の気持ちを抑えすぎ</li> <li>・自分を出せず服従</li> <li>・守ってもらえなかったことへの怒りや不信が芽生え、アンビバレント</li> <li>・怒りや不信が強い。</li> <li>・期待せず諦めている。</li> </ul>	<p><b>非加害保護者の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの言うことを信じ、一貫して子どもを支援。事実を理解しようとする。</li> <li>・子どもの開示を信じきれず、困惑・混乱</li> <li>・大変な事態になるのではとの不安から、子どもの側に立ち支援することができない。</li> <li>・出来事を過少評価し、子どもを支援しようしない。</li> <li>・子どもと敵対</li> </ul> <p><b>子どもに対しての非加害保護者の気持ち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを守ることができず、good enoughな親になっていないことの罪障感と失敗感を感じ、それを子どもにも話すことができる。</li> <li>・虐待の事実直面し、傷つき、子どもの気持ちにうまく対処できずにいる。</li> <li>・子どもから怒りや不信を向けられることに恐れを感じ、回避</li> <li>・子どもの抱く感情に不快を感じたり、家族関係が壊れてしまったことに怒りや恨みを抱く。</li> </ul>		

#### 4. 虐待者との関係

虐待者との関係	<p><b>虐待者との関係整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーによる性的虐待の事実を受け止め、それがなぜ起こったのか冷静に振り返り、子どものために、また自分のためにも虐待者と決別する決断をしている。</li> <li>・パートナーである虐待者の行為（性的虐待）に対する自分の感情（ショックや裏切られ感、怒りなど）を抱えながらも、支援を得て、虐待者との関係を考えていこうとしている。</li> <li>・子どもの虐待を防げなかった自責感と、虐待者との関係整理をすぐに果たせない状況の板挟み状態にあり、子どもを守りたい気持ちはあるが、虐待者との生活を継続している（せざるを得ない）。</li> <li>・虐待者と自分の関係に目を向け整理することが困難な状況に置かれている（支配服従関係、依存せざるを得ない事情など）。</li> <li>・虐待事実を受け止められず、虐待者との関係について見ていくことへの抵抗感、拒否感が強い。</li> </ul> <p><b>DV関係</b></p> <p><b>DV関係の認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待者と自分との関係がDV関係にあることを認識している（以前から / 性的虐待のかかわりの中で）。</li> <li>・しんどさは感じているが、DVとの認識は少ない。</li> <li>・DV関係であることを認識・理解できない状況にある。</li> </ul> <p><b>DV関係への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待者のとるべき責任、子どもを守るために自分のとるべき選択（虐待者との決別、DV支配からの離脱）を自覚し、自分で、あるいは支援を求め、行動に移し始めている。</li> <li>・虐待者からの虐待の事実否認、種々の正当化する説明や意向に揺れ動いている状態</li> <li>・虐待者の支配に大きく巻き込まれており、事実に向き合い対処するには、安心できる環境と十分な支援が必要</li> </ul>
---------	--

## 5. 非加害保護者の背景にある事情

背景にある事情	<b>経済的問題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>働いており、自分の収入で経済的自立がはかれる。</li> <li>就労、諸制度利用で何とか経済的問題への対処が可能</li> <li>種々の支援を得ても、経済的自立に困難が予想される。</li> </ul>	<b>虐待者を除く家族・家族関係の課題</b> ( ) <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待者との関係整理において、留意しなければいけない家族関係の課題は少ない。</li> <li>不安や葛藤を生じる家族関係の課題があり、気持ちの整理や対処に時間や援助を要する。</li> <li>虐待者との関係整理に家族関係の問題が大きな支障となっている。</li> </ul>
	<b>非加害保護者自身の疾病や障害</b> ( ) <ul style="list-style-type: none"> <li>特に大きな疾病や障害はなし。</li> <li>生活を切り開いていく上で、負担となる、あるいは課題となる疾病や障害があるが、支援があれば軽減される。</li> <li>疾病や障害が、生活自立、問題解決への取り組みに大きな影響を及ぼす。</li> </ul>	<b>その他</b> ( )

## 6. 非加害保護者自身の力

非加害保護者自身の力	<b>自立の力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の考えや気持ちを表明でき、自立した行動や生活を行う力がある。</li> <li>状況によって、意志表明ができず、頼りがちになる。</li> <li>誰かに依存したり支配服従関係にあり、自己主張に弱さがある。</li> </ul>	<b>自尊心や自己肯定感</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分を認めることができ、社会的な行動をとるにも大きな不安はない。</li> <li>自信がなく、自分を肯定的に認められない。</li> </ul>
	<b>思考</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>迷いや不安、様々な情報や意見があっても、それに大きく左右されず、自分なりに考え、行動することができる。</li> <li>状況によって両価的思考や一貫性のない行動をとってしまいがちである。</li> </ul>	<b>コミュニケーション</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人の話に耳を傾け、自分を表現し、意見交換しようとする。</li> <li>人とコミュニケーションをとることに苦手意識がある。</li> <li>人とのやりとりを避ける、出来ない。</li> </ul>
	<b>自分の問題への対処の力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の被虐待歴などに気づいており、自分を守りながらそれに向き合っていく力がある。</li> <li>非加害保護者を機能不全にするような被虐待歴がある。</li> </ul>	<b>セルフケア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体的に健康で、自分のためにも、子どものケアをするためにも、日常的なセルフケアができる。</li> <li>セルフケアができず、睡眠や食行動にも支障が生じている。</li> </ul>
	<b>情緒面</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスや不安に圧倒され、情緒的にダメージを受けることがあっても、何とか立ち直り回復しようとする力が高い。</li> <li>情緒的なダメージを引きずり、立ち直りに時間がかかる。</li> <li>慢性的なうつや強い傷つきやすさを抱えていて、自分自身を守ることがなかなかできない。</li> </ul>	<b>相談できる資源</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事実を話し、相談できる人（親族、知人、身近な相談機関、支援者など）がいる</li> <li>事実を話せる人がいない。</li> </ul>

## 7. 支援に向けて

支援に向けた整理	非加害保護者が抱える中心的な課題
	非加害保護者のニーズ
	ストレングス（強味）
	具体的な支援 誰が、どう担うのか

## 第V章 非加害保護者の被害者性に焦点を当てた支援

子どもの予後において非加害保護者の対応や姿勢が大きく影響することが明らかとなり、非加害保護者への支援の重要性が認識されるようになってきている。本章では、非加害保護者は①被害者であること、②支援の対象であることの認識に立ち、非加害保護者自身の支援の視点と実際を提示する。

### 1 初期の介入型対応から被害者支援の視点へ

#### (1) 非加害保護者への支援の視点

性的虐待の責任は加害者にあり、非加害保護者は第2の被害者である。非加害保護者の抱える困難にアプローチし、非加害保護者が抱える課題を軽減させ、エンパワメントにつながる支援が提供されることこそが子どもを守る非加害保護者としての役割を果たすことにつながる近道になる。

非加害保護者への児童福祉司や心理司（以下、相談援助者という）のアプローチの前提となる視点として、Martin C. Calder が述べる5つの視点を以下に示す（Martin C. Calder 2001: 52）。

- ① 専門家と同様、多くの母親は性的虐待について学んでいるところである。
- ② 母親は、発覚とその後のプロセスにおいて、専門的な支援を必要としている。
- ③ 母親はこれまで子どもと同じように加害者からグルーミング（手なづける）されてきており、母親もまた被害者である。
- ④ 多くの母親が専門家の介入によって多大な喪失を経験している。
- ⑤ 母親は専門家が虐待の加害者とともに彼女らも罪があることに焦点をあてることに肯定的に反応できない。

この5つの視点は重要なことを示唆している。非加害保護者は性的虐待について知識を得ること、加害者との関係の理解や整理などを含め発覚後のプロセスに専門的な支援を必要としており、一方で専門家との関係において、葛藤が生じやすい状態にあるといえる。相談援助者は非加害保護者に関わるとき、この5つの視点を踏まえる必要がある。

#### (2) 性的虐待発覚時の初期対応

性的虐待もしくはその疑いを認知したとき、児童相談所はすみやかに子どもの安全を確保し、詳細な調査を開始することを原則としており、通常職権による子どもの一時保護を行う。加害者は巧妙に加害行為を隠蔽し、子どもを取り込み、たとえ非加害保護者が疑いを持ったとしても否定し、ごまかし、黙らせてしまい、それ以上の介入ができない状況を作り、自らの安全を守り、性的虐待を継続してきた。その中で性的虐待が発覚するのは子どもの告白があるか、偶然のきっかけにより問題が顕在化し家庭の外に知れることになった時である。

この際、非加害保護者は性的虐待の事実には驚きとショックで混乱状態となる。このような状況において、性的虐待の事実や児童相談所の介入を知った非加害保護者は、加害者への正当な怒りよりも、「なぜこの状況を引き起こしたのか」「なぜ話したのか」「なぜ今まで私に黙っていたのか」などの怒りを子どもに対して向けたり、「なぜ気づけなかったのか」「なぜ守れなかったのか」と自分自身に対し怒りを感じたりすることになる。

この時、相談援助者は非加害保護者に対して、性的虐待に気づかず、また性的虐待を防げなかった存在として「ネグレクト」を指摘し虐待事実の調査への協力を求めると同時に、子どもの安全のために加害者を排除した生活の実現を非加害保護者に求めることを通常行う。しかし、非加害保護

者を子ども支援のパートナーとして位置付けるためには当初から被害者支援の視点を持って非加害保護者への関わりを意識しておく必要がある。また、子どもを結果として被害に合わせてしまったという事実を正當に非加害保護者が受け入れられるように、さらに罪責感がケアされるように支援することが、子どもの安全と心理的回復、今後の母子関係の再構築をすすめる上で重要となる。

非加害保護者が十分な支援を受けられず、子どもが親密なパートナーから性的虐待を受けたというショックや児童相談所からの突然の介入の傷つきへのケアがなされないまましていると、非加害保護者は子どもを守れなかった自分自身への自責の念をさらに深めるか、加害者の巧みな隠ぺい工作や家庭内のパワーバランス（力関係）の偏りの中で、子どもの告白や児童相談所から突きつけられる内容が事実なのか、という疑念に揺れることになる。本来、子どもの安全の最大の協力者でありサポーターになりうる非加害保護者を追い詰め、児童相談所への反発や子どもとの関係悪化を呼び起こすことのないように留意が必要となる。

### （3）「ネグレクト」の実態について

非加害保護者は性的虐待について「非加害」であるにもかかわらず、通常「ネグレクト」としてアセスメントされる。その「ネグレクト」には、性的虐待が発生した事実に基づく「ネグレクト」と養育状況における「ネグレクト」の2つの視点がある。以下に「ネグレクト」とアセスメントされる背景及び非加害保護者支援における視点と留意点を整理し示す。

#### 1) 性的虐待が発生した事実に基づく「ネグレクト」

一つ目は、性的虐待が発生した事実に基づく「ネグレクト」である。つまり、加害者から子どもを守れなかった事実に基づくアセスメントである。例えば、家庭内で性的虐待が起きた、気づくことができなかった、疑ったが止めなかった、止める力がなかった、性的虐待を黙認したという点においての「ネグレクト」である。

Peake と Fletchee (1997 : 18 - 19) は、非加害保護者である母親が子どもへの性的虐待に気づかず、対応できなかった4つの理由を以下のように説明している。

- ①子どもは幼く、自身に起こっていることを伝える言葉を持っていない。また子どもは加害親から秘密にするように脅され、騙され、買収されている。
- ②社会は、性的暴力の加害者は見知らぬ人であると認識している。子どもが信頼する立場の身近な人からの性的被害について起こり得ることを理解していない。
- ③子どもや母親に警告をするような教育的な予防プログラムがほとんどない。そのため、母親が事実を知った後に、それが重要なことであるとスムーズに理解することは困難である。
- ④加害者は巧みであり、彼らが性的虐待を行う際は、細心の注意を払っている。そのプロセスの中で母親をグルーミング（手なづける）する。また、母親は生活ニーズを満たすために男性に頼らざるを得ない状況にあり、そのパートナーが加害行為をしているという認識を意識化することは困難である。問題が明らかになる前に母親は何が起きているか虐待の事実を確認できなかったのは、母親は何が起こっているのか理解できなかったからである。

このように加害者の巧みさ、社会的無理解の影響、発見しにくい構造、疑いを持ったとしても何が起きているか意識化しにくい状況が非加害保護者にはある。起った事実をもって、非加害保護者にその責を問うことは理に適っていないといえる。そればかりではなく、本来支援が必要な非加害保護者を傷つけ、相談援助者との関係に無用なコンフリクトを生むことにもなり、子どもの支援者として、相談援助者と非加害保護者の協働関係を構築することが困難となる。

## 2) 養育状況における「ネグレクト」

二つ目は、養育状況における「ネグレクト」である。つまり、もともと非加害保護者が子どもを十分に養育できていないネグレクト状態にあったことが性的虐待を引き起こしたとして、「ネグレクト」の責任を問うことをしがちである。その場合、例えば、母親が、不在がちであった、夜間に仕事に出ていた、病気や障がいなどの理由で子どもの世話が不足していた、家庭内の性的規範が不十分だった、など様々な理由で子どものケアを十分に果たせていない状況があるとき養育状況における「ネグレクト」として、性的虐待を引き起こす要因を作った責任を非加害保護者にも問うことになる。

しかし、「ネグレクト」家庭において必ず性的虐待が起きるのではなく、「ネグレクト」状態にあったから性的虐待を引き起こしたと理解するのは本来適切ではない。家庭がどのような「ネグレクト」状態であったとしても、性的虐待は、加害者に責任がある。家庭が「ネグレクト」であることと性的虐待が起きることは質的に意味が異なることを認識しておかなければならない。

また、「ネグレクト」状態に子どもをおいている非加害保護者は、多くの場合、疾病や貧困、孤立などの何等かの困難を抱えている。その困難な背景を理解せず、非加害保護者に2重の「ネグレクト」、つまり、性的虐待が発生した事実に基づく「ネグレクト」と養育状況における「ネグレクト」の責任を問い、改善を指導した場合、非加害保護者は対処法を持たない中で混迷や無力感を深めたり、親としての不適を責められたととらえ、被害感を募らせたりすることが想定される。養育状況における「ネグレクト」の背景にある経済的困窮や心身の状況などの様々な困難を把握することがまず必要な視点といえる。

以上、「ネグレクト」のアセスメントについて理解を深めるために2つの「ネグレクト」の視点と留意点を説明した。確かに、非加害保護者の子どもへの態度や養育が「ネグレクト」であることは否めない側面もある。しかし、加害行為は加害者の責任であるという原則のもと、いずれにおいても、非加害保護者を虐待者としての側面だけで指導することは適切ではない。介入時の緊急対応時点から非加害保護者の背景の理解とアセスメントを行い、非加害保護者への支援にシフトしていくことが、児童相談所と非加害保護者の二人三脚で子どもを守るという目的を達する近道となる。

## 2 非加害保護者自身を支援する

### (1) 被害者として支援する

「性的虐待は加害者の責任である」ということが大原則であり、非加害保護者自身の支援は、非加害保護者は第2の被害者であると理解することから始まる。非加害保護者を「被害者」と理解するにふさわしい理由は以下の二つである。

一つは、非加害保護者は自分の子どもを性的虐待により心身ともに傷つけられたという被害者であるということである。さらに、そのことへの罪障感と同時に母親としての尊厳を傷つけられることになる。また、パートナーから裏切られた不信感や失敗感、自分が悪かったという自責の念、これまでの生活への後悔と今後への不安、無力感など、複雑な感情におぼれそうになっている。たとえば、交通事故や犯罪等により子どもが傷つけられた家族は社会から被害者もしくは、被害者家族としてのまなざしや同情を得たり、支援を受けることになる。性的虐待についても同様に、子どもが被害を受けたものとして支援のまなざしが向けられ、支援されることが不可欠である。

二つ目は、パートナー関係において非加害保護者自身が加害者であるパートナーから虐待を受けている可能性があるということである。つまり、DV被害の可能性への思慮である。相談援助者は、なぜ非加害保護者は子どもよりも加害者との関係を優先するのか、一貫した態度をとれないのか、

加害者と離別しないのか、離別できないのかの背景に非加害保護者も虐待を受けている可能性を想定する必要がある。DVの状況においては、加害者は暴力による支配構造の中で母子関係を分断し、ゆがめ、非加害保護者を黙らせ、時には加害行為の責任を非加害保護者に転嫁する。私たちの前にいる非加害保護者は、加害者によって徐々に無力化され、考え、判断し、決断する力が弱められ、「ネグレクト」状況に押し込められている可能性が十分にあるといえる。

いずれにせよ、非加害保護者の困難や混乱を理解し受け止め、「被害者」であるという認識をぶれることなく持ちながら、非加害保護者自身を支援することが重要である。

## (2) 非加害保護者の抱える困難への理解

非加害保護者の支援の視点としてまず、非加害保護者が抱える困難が何かを理解することが不可欠となる。子どもを守れるか守れないかという視点だけでなく、守ることが難しい状況にあるのなら守れないその背景には何があるのかという視点から非加害保護者が抱える困難を把握することである。困難さの理解（アセスメント）では以下の点をみていく。

### ①非加害保護者の置かれている状況を理解すること

パートナーとの関係（支配—被支配、DVの有無）、経済状況、親族との葛藤、婚姻・離婚歴、他の子どもとの関係、他の子どもの問題の有無

### ②非加害保護者の生育歴を理解すること

- ・非加害保護者を主人公とした生育歴を知る（聞き取る）
- ・生育歴での被虐待経験、性的虐待、性暴力被害、いじめ、生育家庭内のDV、過去のDV被害歴
- ・学歴、非行経験

### ③心身の状況

心身の疾患、障がい、知的な理解能力、病歴等

### ④現在の人間関係

支援者がいるのか、両親との関係、親族との関係など

非加害保護者の状況の理解（アセスメント）を行う場合、留意が必要な点は、その抱える困難は非加害保護者自身が自覚できていない場合が多いこと、困り感があつたとしてもうまく発信することができない場合があるということである。また、加害者が発信する非加害保護者の評価を下げる饒舌さや子どもが受けた被害の深刻さから相談援助者が非加害保護者に対してネガティブな感情を抱きやすい構造にある。これにより、非加害保護者が抱え直面している問題があるということと非加害保護者自身が問題であるということの混同が起りがちであることにも留意が必要といえる。

例えば、非加害保護者がDVを受けている場合は、DV被害を受けているという自覚がない場合も多く、自覚があつたとしても余程の安全な環境が保証されないとDVを受けていると発信することは難しい。また、加害者の支配の中で混乱している姿からパートナーから暴力を受けるという問題に直面している非加害保護者ではなく、非加害保護者自身が問題であるとみえてしまいがちである。

相談援助者が非加害保護者と面接するときは、加害者との同席を避けることはもちろんのこと加害者の影響を除外できる場や時間の設定が重要であること、さらに相談援助者が非加害保護者の困難を正當に理解しようと向き合う姿勢が基本にあることが重要となる。

### (3) ストレングスに焦点を当てる

ストレングスの視点は、「人は成長と変化を続ける力を内在する」という信念に基づいている。非加害保護者のもつストレングスに着目すること、ストレングスを意識した視点で理解（アセスメント）すること、非加害保護者がストレングスを発揮できるように支援することが重要であり、ストレングスを理解することで相談援助者は非加害保護者への視線や見方が変わってくる。その視線や見方は非加害保護者と関係の変化をも生み出す。Print と Dey (1992, 67-8) は、「母が自信を回復しストレングスを発揮できる支援こそが子どもの将来にきちんと関与できる方法である。相談援助者は、加害者がとるような支配的な行動様式をとり、母親を排除し子どもの方針を決定するようなことをしてしまえば逆効果である。相談援助者は母親を支援的にエンパワメントすることで子どもの福祉が達成されると述べている。

非加害保護者をもつ力を強め、支える方向に支援していくことができれば、子どもを守る方向で効果的な変化を導く可能性が高まるといえる。繰り返しになるが、「子どもを守れない非加害保護者」の背景には、DV、貧困、非加害保護者自身の生育歴の複雑さ、支援の欠如、障がいや疾病などの何等かの困難な背景があり、一方で、その困難な中をその人なりに生き抜いてきた力や内在する力、さらに変化の可能性がある。支援においては、非加害保護者が抱える困難を理解し支援すること、内在する力やストレングスに着目するという視点をもつことが重要である。

### (4) 非加害保護者支援の両輪：心理的支援とケースワーク的支援

非加害保護者の支援の両輪となるのが、心理的支援とケースワーク的支援である。

心理的支援とは、非加害保護者が心理的にケアされること及び心理教育的な支援のことを指す。性的虐待のすべての責任は加害者にある、という前提の中で、初期介入時に非加害保護者の混乱状態を理解しながら、何が起こっているのかを伝えていく。その後も揺れ動く非加害保護者の心情を理解しつつ、非加害保護者自身の傷つきや喪失をケアし、子どもや加害者であるパートナーとの心理的葛藤の整理を助けていく。

ケースワーク的支援とは、非加害保護者の生活上の困難やストレングスを理解し、方法について情報を伝え、社会資源の活用につなぎ、他の相談機関につなぎ連携する中で、その課題解決に実質的な軽減や解決を図ることである。相談援助者は通常、非加害保護者に、子どもを守るために加害者を排除することを求める。しかし、非加害保護者の背景に様々な困難がある場合、他者の支援や介入なくしては、現実的に対処（例えば、経済問題を解決すること、加害者から離れて生活する場の確保）することは困難である。また、非加害保護者が障がいや病気のため一人では子どもを守ることができない場合もあり、非加害保護者自身を支える支援が必要となる。

これら心理的支援とケースワーク的支援をどちらが先でも後でもなく、同時に進めていくことが必要であり、両者が支援の両輪となる。

次節において心理的支援、次々節においてケースワーク的支援の実際について説明する。

## 3 非加害保護者への心理的支援

### (1) 心理的支援の視点

心理的支援とは、非加害保護者が心理的にケアされることおよび心理教育的な支援のことを指す。先に述べたように非加害保護者は第二の被害者であることから、性的虐待を受けた子どもの母親として心理的にケアされることが不可欠であるし、もしDVを受けていると考えられる場合は、自身の置かれている理不尽な状態に気づくための心理教育的な支援や虐待をするパートナーとは真逆の態度の他者との関係、つまり「健康な関係」の中で自分自身の人生のコントロールを取り戻すと

いう心理的な支援が重要となる。

繰り返し述べられているように、性的虐待が発覚したときの非加害保護者の反応は「怒り、ショック、否認、疑い」である。相談援助者は、非加害保護者が様々な情報を消化するのに時間がかかることを知っておく必要がある。非加害保護者はパートナーと虐待の被害者である子どもとの間で苦しい選択を迫られるために、子どもに対しても「どうしてそんなことになってしまったのか」「子どもはうそをいっているのではないか」などという怒りを感じ、自身に対しても「なぜ気付かなかったのか」「どうして防げなかったのか」という怒りを向ける。加害者が虐待行為を矮小化、否認し、自分自身を被害者であるかのように振る舞う場合も多いため、なおさら加害者に正当な怒りを向ける段階に至るまでには時間を要し、非加害保護者が最も揺れる時期となる。

相談援助者は、このような非加害保護者の困難な状況を理解し、非加害保護者が支援を必要としているということを知っておく必要がある。非加害保護者が性的虐待の事実を否認する立場をとったり、子どもを疑うような発言をしたりしたとしても、相談援助者が子どもの立場を思うあまり、非加害保護者を断罪するような態度は厳に慎むべきである。被害児童が分離保護されている間も、加害者は非加害保護者のそばで影響を与え続けているであろうこの時期は、子どもの安全が最優先されるべきであることはいままでもないが、母親には複雑な感情を処理するための時間とサポート、決断するための情報が必要ということを理解しておかなければならない。

子どものために加害者であるパートナーとの離別を決断した非加害保護者が、次の日には加害者を擁護するような発言をすることも、この時期には多くみられる。それだけ揺れの大きい時期であり、相談援助者は常に一貫した価値観と態度で、非加害保護者を支え、見守ることが大切である。一貫した価値観とは「性的虐待とは、どんな理由があつたとしても、決して許されない犯罪行為である」「虐待を引き起こした一切の責任はすべて加害者にあり、加害者自身が引き受けるべきもの」である。相談援助者が“船の錨（いかり）”のように揺るがない価値観と態度をもって非加害保護者の揺れに付き合うことが「必要な時間とサポート」であり、「決断するための情報」として、今後、非加害保護者にはどんな選択肢があり、今後の母子関係の回復を支えるためにどんなサポートがあるかといった情報を提供することが必要となる。

## （２）状況の客観視を支援する

### １）状況の理解を支援する

性的虐待が発覚し、子どもが調査のために保護されたことを児童相談所から告げられた非加害保護者は事実を受け止めることに精一杯で、なぜ子どもが自分から引き離されなければならないのか十分に理解できない。自分がいるのだから、子どもが再被害を受けることはないはずと事態を軽視し、混乱状態の中で非加害保護者が子どもを疑ったり責めたりしてしまう可能性もあることから、母子関係の悪化を防ぎ、子どもをさらなる被害から守ろうとしている児童相談所の立場を理解することは難しいのが通常である。

相談援助者は非加害保護者がショックや混乱の時期にあることを理解しつつ、性的虐待の重みについて非加害保護者が学んでいけるよう支援する。児童相談所の役割や立場、一時保護に関する法的な枠組みについてパンフレットを用いるなどしてわかりやすく説明し、非加害保護者の大切な子どもがこれ以上傷つけられないように守ってもらっているのだと納得できるように支援ができることが望ましい。この初期の説明を丁寧に繰り返すことにより、非加害保護者は加害者との離別に伴う手続きや身辺整理、気持ちの整理までを行う時間を与えられたのだととらえることが可能になる。子どもも自分も被害者だと認識することで、お互いの回復のために必要なことを考えるためのスタート地点に立つことができるのである。また、相談援助者は、非加害保護者がかつて性的虐待の被害者であったかもしれないことを想定し、そうであった場合、自身に起こったことが重大な



被害であったと認めることの抵抗が生じやすいことについても理解しておく必要がある。

## 2) 加害者の言動の意味を伝える

性的虐待が発覚したとき、加害者は様々な言動で非加害保護者をコントロールしようと画策する。相談援助者はこういった場合に加害者がとりやすい一般的な反応を知っておき、非加害保護者に伝えることも有効である。泣いて謝ったり、別れた後の生活の不安を煽ったり、その言動は様々であり、反応をいろいろと変えてくる場合もある。その行為は、非加害保護者をコントロール（子どもに非があると信じ込ませる、加害者と別れてはいけないと思込ませる等）するための言動であるという理解が非加害保護者の決断に有効に働く。

## 3) 境界線（バウンダリー）について伝える

健全な家庭には健全な境界線が存在する。暴力や虐待行為は境界線を侵害する最たる行為であり、母子関係の回復のために、非加害保護者も健全な境界線のあり方について学ぶ必要がある。しばしば、非加害保護者自身が育ちの中で健全な境界線を経験しておらず、今また性的虐待の加害者により夫婦間、親子間の境界線を侵害されたことに気づけない場合もあるだろう。

非加害保護者との面接時には、非加害保護者自身の成育歴の中で境界線を侵害されるような被害歴がなかったかどうか聞き取ることが重要である。被害体験を通じ、境界線を侵される経験を繰り返してきたのであれば、本来、人と人との間には境界線があることを丁寧に伝え、境界線を侵されることによる影響を指摘し、非加害保護者自身が境界線を守りながら生活できるようになるための支援が必要となる。相談援助者が非加害保護者を尊重する方法をとり、非加害保護者自身も自分を大切にする方法を学ぶことにより、子どもの被害体験に共感的な理解を示し、子どもを守る非加害保護者の立場をとることができるようになる。

### (3) 罪責感のケア

加害者は非加害保護者を信じ込ませ、虐待により母子関係を引き裂き、そのことによって性的虐待の機会を得ていた。非加害保護者は子どもを傷つけられパートナーに裏切られたということと、そのことによりパートナーそのものを喪失するという2重のショックに適応する必要がある。その意味からも非加害保護者は性的虐待の被害者である。

にもかかわらず、非加害保護者は自分がパートナーに性的な満足を与えられなかったために加害者を性的虐待に仕向けてしまったのではないか、あるいは自身の精神疾患のために、または経済苦で四六時中仕事に追われていたために、性的虐待の事実気付くことができなかったのではないか、そもそも加害する相手をなぜ自身の（婚姻等の）パートナーとして選んだのか等、性的虐待の責任性を自身の中に見出し、強い罪責感にさいなまれることが多い。

この場合も相談援助者は、虐待の責任は100%加害者にあり、どんな状況にあっても、加害者が他者を尊重する立場をとることさえできていれば、性的虐待は起こらなかったということを繰り返して非加害保護者に伝える必要がある。非加害保護者が免責性を得るためのこのプロセスこそが、非加害保護者のエンパワメントであり、子どもを守る非加害保護者になるために必要な支援である。やがて、非加害保護者はその怒りの矛先を正当に加害者に向けることができるようになり、ようやく子どもと自身の回復のために必要なことを考えられるようになる。

### (4) 喪失に対するケア

加害者が起こした性的虐待によって、非加害保護者が経験する喪失は人間関係から環境や物質的なもの、社会的な地位や希望、夢、期待まで多岐にわたる。

(例)

- |                   |                 |            |
|-------------------|-----------------|------------|
| ・自身のパートナー         | ・住み慣れた住環境       | ・自尊心       |
| ・子どもの父親           | ・子どもの学校         | ・人を信頼する気持ち |
| ・収入を得る存在          | ・パートナーとしての自身の立場 | ・心の穏やかさ    |
| ・性的虐待が起こる前の子どもの関係 |                 | ・平穏な結婚生活   |
- etc

子どもが性的虐待の被害者であるという事実は非加害保護者にとってもトラウマとなる経験であり、相談援助者は喪失に伴う様々な感情や反応が非加害保護者自身に起こることを理解しておくことが必要である。罪悪感が強まることも喪失への反応（グリーフ）の一つであり、この時期、非加害保護者は怒り、悲しみ、不安や絶望感など様々な感情に圧倒され、不安定になることが多い。こういった反応に対し、さらに自信を失い罪悪感を強めることを防ぐためにも、このような状況において、これらの反応が出ることは当然であるということを伝える「心理教育的な支援」が必要である。自身の傷つきや喪失を知ることは子どもの傷つきや喪失に対する共感的な理解を促進することにもつながる。性的虐待によって起こる様々な喪失に非加害保護者自身が気付くことができなければ、ケアを受ける前にグリーフに耐えられなくなり、加害者にその穴を埋めてもらおうとするなど、母子関係の回復とは逆方向の選択をしてしまうこともある。

## 4 非加害保護者へのケースワーク的支援

### (1) ケースワーク的支援の視点

ケースワーク的支援は、非加害保護者の生活上の困難を理解し、社会資源の情報を伝えること、社会資源や他の機関につなぎ、連携する中で、非加害保護者の生活課題の実質的な軽減や解決を直接的・間接的に支援することである。

ケースワーク的支援が不可欠となるのは、加害者と離別するためには方法が必要であり、方法や選択肢があると知ることや思えること、また、支援者がいるという安心感やいざというときに支援が得られるという感覚が、何よりも非加害保護者のエンパワメントにつながるからである。非加害保護者が加害者から離別をしたいと思っても、支援や方法がなければ留まるしかない。大阪府の調査では、婦人相談所に一時保護になるDV被害者の所持金は、約40%が1万円未満、約75%が10万円未満である（大阪府女性相談センター 2013）。そこから容易に推測されることは、家庭内に暴力が存在する場合に非加害保護者が関係から離れたいと仮に考えたとしても、非加害保護者一人の力では困難であるということである。生活を新たに営む場の確保や社会資源の活用も含め、直接的間接的に支援するケースワーク的支援が重要となる。さらに、非加害保護者の一部（多く）は生育家庭において自身も虐待を受けていたり、DVの支配の中で実家との関係が疎遠になっていることが多くみられ、親族や身内がインフォーマル資源として機能しにくく、精神的支援や経済的支援を受けることが困難な場合も多い。また、非加害保護者が抱える困難にアプローチする中で、支援チームができていくことこそが、非加害保護者の孤立を防ぎ、子ども主体としての厳しい立ち位置の中にいる児童相談所の相談援助者にとっても重荷が軽減されることになる。

### (2) 情報と選択肢を伝える

非加害保護者が抱える課題を解決する方法があるということを伝えることは重要である。現状を変えることができない、変える方法がないと信じている非加害保護者は多い。例えば、非加害保護者がパートナーから虐待を受けている場合、本人が希望すれば加害者の元から逃れる方法があるということ、実際にDVから逃れ暴力のない生活を送っている人がいること、経済的困窮があれば生

活保護等の公的支援を得られる可能性があること、借金があれば借金問題を解決する法的な方法があること等である。

選択肢は一つでなく、複数の方法を提示できることがのぞましい。そのためには相談援助者が社会資源を把握し相談窓口がどこであるかなどを具体的に知っておく必要がある。

### (3) 窓口につなぐ・社会資源につなぐ

非加害保護者の抱える困難に一機関・担当相談援助者だけで対応することは困難である。機関にはそれぞれの役割がある。例えば、生活保護制度や障がいサービスの場合は福祉事務所、母子生活支援施設の入所の窓口も福祉事務所である。DV 被害者として一時保護が必要な場合は婦人相談所で行われる。また、配偶者暴力相談支援センターなどの DV 相談窓口や女性センターや婦人相談員の配置など女性を主体とした相談窓口を設けている市区町村も増えている。

社会資源や相談機能を有する、それらの関係機関との連携が必要となる。窓口への情報提供だけでは、非加害保護者が相談に動けなかったり、相談に行っても状況を上手く伝えることができないことも多くあるため、非加害保護者の意向を踏まえつつ、同行や同席したり、あらかじめ状況の説明を行うなど、スムーズに支援につながるようにすることが求められる。

DV 被害を受けている場合は、今すぐの避難を希望していない場合でも、可能であれば DV 被害者支援の専門機関につなぐ、非加害保護者は暴力被害の主体として、情報提供や支援を受けられることが望ましい。

また、非加害保護者がすでに有している能力や資源、つまりストレンクスへ着目することも必要である。例えば、就労経験や相談する力、知人や身内などの自己資源を掘り起こし、非加害保護者が行動を起こすときに思わぬ形で力とすることがある。

### (4) 新しい生活を支える

非加害保護者が加害者と離れて新たな生活基盤を作るために踏み出した時は、もっとも支援が必要なときであるが、非加害保護者が自立していくための社会資源は限られており、地域にはサポート体制が十分といえない実情にある。その状態の中で、新しい生活を作っていくこと、加害者からの侵入を防ぐこと、離婚などの法的手続きを行っていくこと等が必要となる。時には加害者と対峙し交渉が必要となる場面も生じる。このような困難な状況の中で、生活を維持し、一人で子育てを行っていくことはとても大変なことである。十分に支援が受けることができず、例えば、経済的に成り立たず、孤立するような状態であれば加害者との生活に戻るしかないという考えに陥ってしまう。

この時期を支える視点として、以下の5点を示す。

- ① 新たに踏み出す（踏み出した）行動を支持する
- ② 非加害保護者が孤立しないよう定期的に連絡をとる
- ③ 具体的な生活の困り事に対応する機関につなぎ、支援が得られるようにする
- ④ 加害者との関係や親権問題を法的に整理するための情報の提供
- ⑤ 加害親からの追跡がある場合の対処、警察への相談や DV である場合は保護命令の申し立てなど

これらは、児童相談所の相談援助者が一人でこなすことは現実的ではない。市区町村等の身近な窓口やそれぞれの専門家との役割分担や連携が不可欠であり、多様なつながりと支えが必要となる。

## 5 DV 被害の理解と支援の視点

性的虐待と DV の関連が深いことから、ここでは DV 被害の理解と支援の視点について特筆する。性的虐待の一体としてある DV および面前 DV 通告の増加などにより今や、児童相談所は自ら相談していない・相談につながっていない多くの DV 被害者に会う機関となった。バンクラフト(2004=2006 :190-192) は、子どもを有する DV 被害者にとって、児童保護機関(児童相談所)の介入は、リスクであり、チャンスであると述べている。つまり、児童保護機関は家庭から子どもを引き離す権限をもっていることから被害者からみると人生を脅かす存在のように思えることや「お前は悪い親だ」と後ろ指を指されているように感じさせられる存在でもある。一方で、家庭内虐待や家族の影響についての知識を持つ、支援的な相談援助者との出会いや介入は被害者一人ではどうすることもできなかった家族の状況を変え、大きな恩恵がもたらしてくれた存在と多くの被害者が認識していることを説明している。

児童相談所の相談援助者が DV や被害の影響に関する正しい知識を得ていること、被害者に対し支援的に情報を提供できることが期待される。以下、DV とは何か、DV 家庭の中の子ども、最後に被害者の状況に応じた支援の視点について順に示す。

### (1) DV とは何か

ここでは、DV についての理解を深めるため、DV とは何かについて被害者向けの面接用ツールから図示しつつ説明する。

DV(暴力)には、多くの種類がある。身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを使った暴力、性的暴力などがあり、それらを複合させ、加害者は被害者を執拗にコントロールしていく(図1)。特徴として、暴力や支配・被支配の関係は外から見えにくいこと、暴力を複合し継続して受けることにより被害者に傷つきとトラウマが蓄積されること、それにより被害者の健康さや自分らしさが奪われることがあげられる。

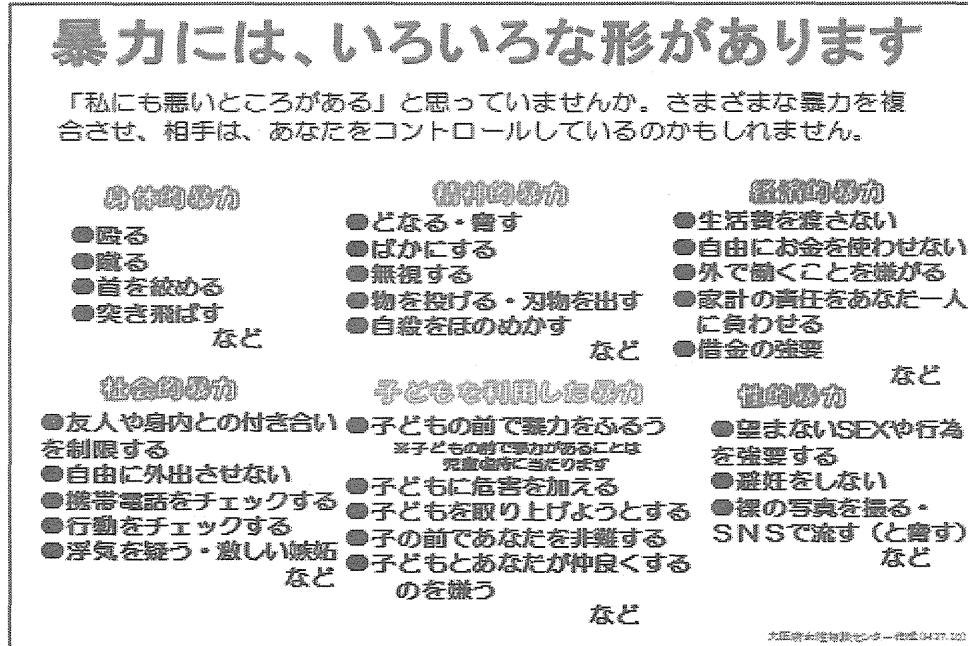
また、DV にはサイクルがあると言われている(図2)。爆発期(怒りが爆発し、大きな暴力が起こる)→ハネムーン期(別人のようにやさしくなったり、謝ったり、暴力は振るわないと約束をするなど)→緊張期(いらいらし、軽い爆発を起こす。怒りやストレスをためこむ)、その後ささいなことをきっかけに暴力が再び起こる爆発期となる周期がある。被害者はハネムーン期にみられる加害者の別人のような姿に「本当は優しい人」「やり直せるのではないか」「暴力をふるうのは本当の彼ではない」「この関係の中で何とかうまくやっていきたい」という思いを強めることになり、加害者からの離別の決意が難しくなる。

被害者のパートナー関係は暴力とコントロールにより不健康なものとなる(図3)。相手と一緒にいることが怖いと感じ、相手の機嫌を伺い理不尽な状況を受け入れてしまう関係であり、安全や安心とは程遠いものである。

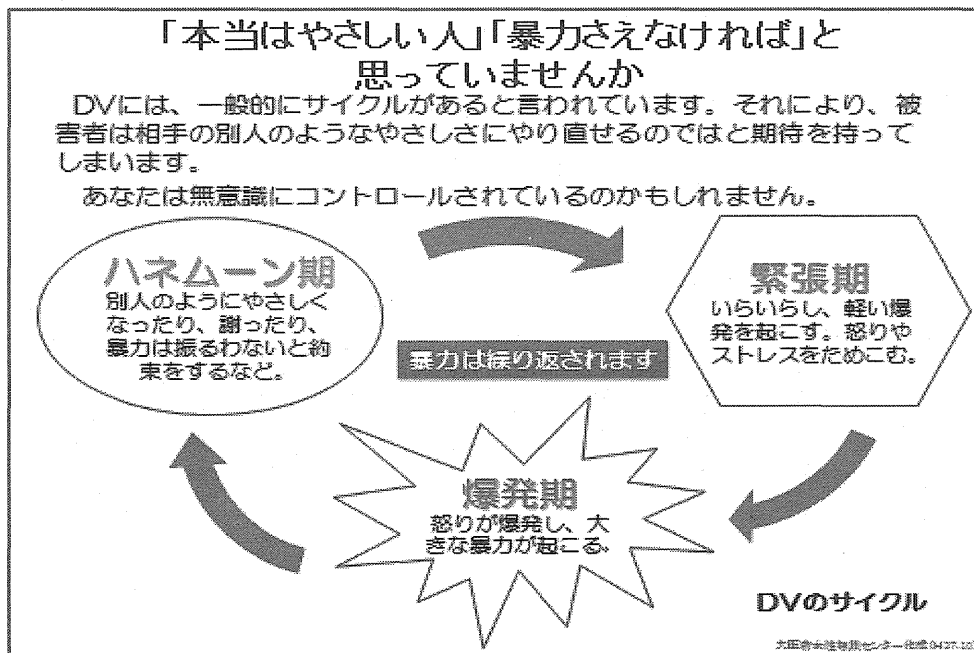
DV は、いわゆる「けんか」とは異質なものである(図4)。「けんか」が、同じぐらいの大きさのパワーを横の関係でぶつけ合うものとするなら、DV は片方が強力なパワーを有し、一方が小さくなっているという縦の関係が常にあり、家庭内での物ごとの決定権が常に片方にあるような状態をさす。しかし、加害者も被害者自身もその状態を「けんか」と認識している場合も多く、DV の正しい理解が支援者にないと、支援者からも「激しいけんか」と誤認される。

DV は家庭内で他者から著しく侵入されるという境界線の問題であり、被害者が境界線を理解し、どう設定していくのかということが重要な支援課題となる(図5)。しかし、暴力をもって支配する加害者の境界線の侵入は巧みであることから、被害者一人で境界線を設定することは容易ではなく多重な支援を必要とする。直接的な DV の有無にかかわらず、支配-被支配関係におかれている非加害保護者の支援の視点や性的虐待そのものの対応と多くが重なっている。

以上に説明してきたようなDVや支配のメカニズムを被害者が知り、自身の混乱や無力感が何によりもたらされているのかということ客観視できていくことは、被害者のエンパワメントにつながる。その点からも専門家がDVを正しく理解すること、支配や境界線侵害へのアンテナを持つこと、被害者にそのメカニズムを一定程度説明できることが期待される。



(図1) 暴力の種類



(図2) DVのサイクル

## あなたのパートナー関係は？チェックしてみましょう！

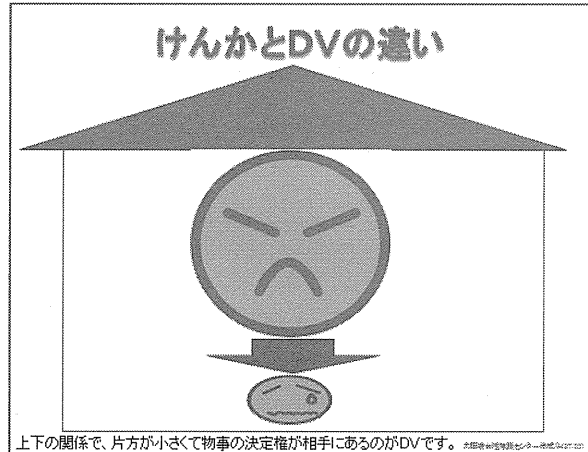
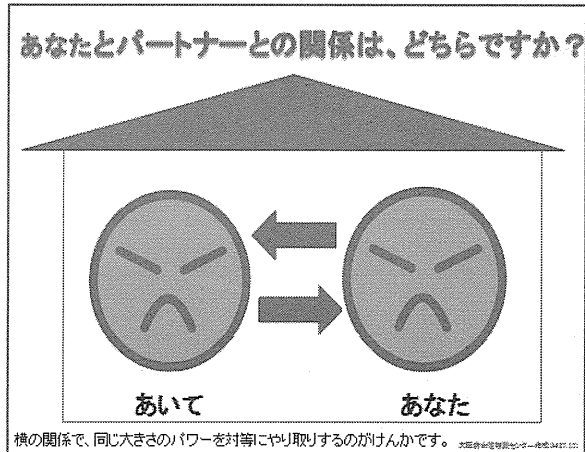
- 相手を怖いと思う
- 相手の期待通りに行動しなければ、悪いことがおこると考えてしまう
- 相手の機嫌が気になり、理不尽だと感じて、我慢をする
- 相手の機嫌が悪いと自分に非があると思ってしまう
- 相手は、友達や家族の前で、あなたをバカにするようなことを言ったり、態度をとる
- 相手は、自分にうまくいかないことがあると、あなたに原因があると言う
- 相手は、あなたを傷つけるようなことをしたあと、人が変わったようにやさしくなったり、気をつかったりする
- 相手は、あなたがセックスに応じることを当然だと考えている

いかがでしたか？ チェックが複数ある場合、あなたはかなり相手にコントロールされている可能性があります。

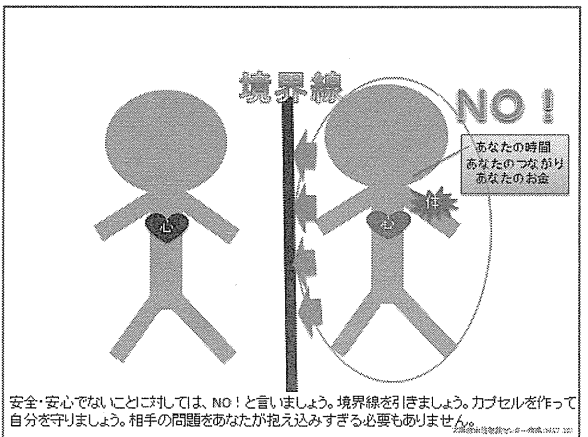
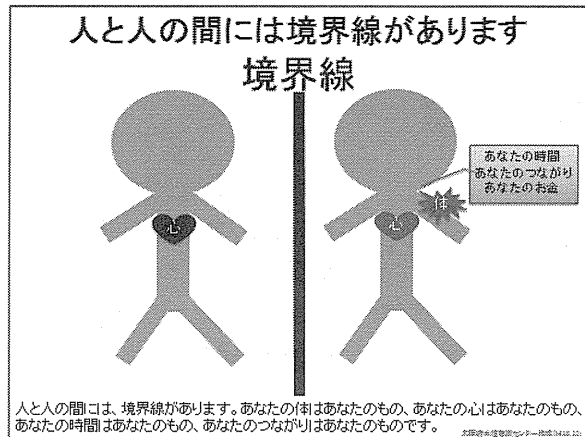
関係を変えるためには、あなたの一歩が必要かもしれません・・・

大阪府女性相談センター作成 04.21.107

(図3) パートナー関係のチェック



(図4) DV とけんかの違い



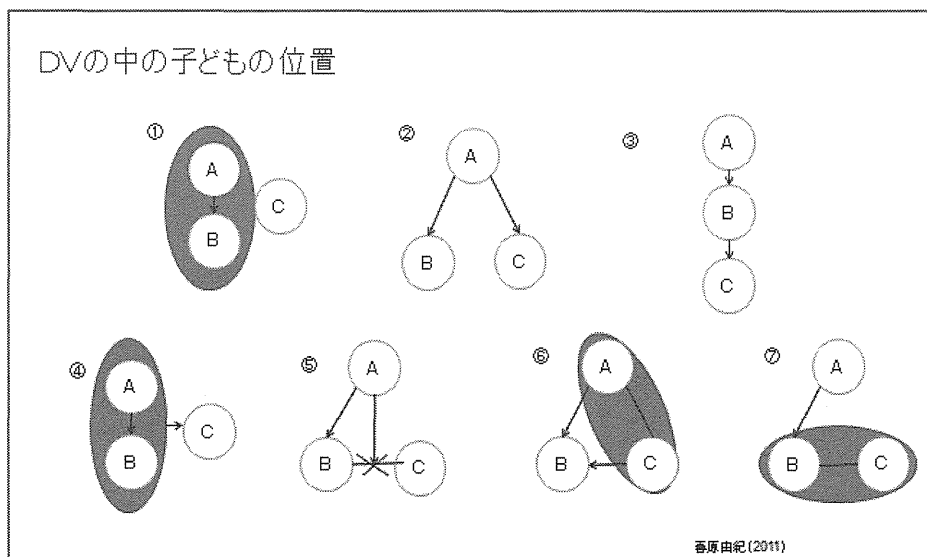
(図5) 境界線

(出典：大阪府女性相談センター作成 DV 被害者面接用ツール)

## (2) DV 家庭の中での子ども

児童虐待防止法においていわゆる面前 DV が児童への心理的虐待に当たるとされて以後、警察から児童相談所への通告は増加している。DV 家庭に育つ子どもたちの多くは直接の虐待を受けた子どもたちと同じような症状を呈し、また、面前 DV という心理的虐待だけではなく、子ども自身が身体的虐待やネグレクト、性的虐待を受けているケースも多い。DV と児童虐待の重なりをみる時、その家庭において家族の関係性をみることが不可欠であり、加害者・被害者・子どもの三者の関係に着目する必要がある。加害者のパワーは被害者だけに影響しているのではないこと、支配の関係は単純ではなく複雑に組み合わさっていることを前提とし、DV 家庭における被害親と子どもの状況を包括的に理解するなかで、子どもと被害親の双方にとってよりよい支援を選択していくことが重要となる。そのためには家庭にある DV と虐待の関係構造をアセスメントし、子どもがどのように DV に巻き込まれているか、また、被害親が子どもとの関連でどのように支配されているのか、子どもと被害親がどのような位置にあるのかを理解することが介入や支援に有効なヒントを与えてくれる。

ここでは春原 (2011 : 5-9) が示した DV の加害者 (A)、被害者 (B)、子ども (C) の間の多様な関係をとらえた 7 つの類型について紹介する (図 6)。なお、( = ) の類型名については筆者らが命名し、説明については、春原の原文を一部加筆修正し提示している。



(図 6) DV の中の子どもの位置 (春原 2001)

### ①の類型 (=面前 DV)

加害者 (A) の被害者 (B) に対する支配関係のもと、暴力が生じている。子ども (C) はその状況を目撃、あるいは知りながら生活している。子ども (C) は加害者 (A) から被害者 (B) への暴力に凍り付き、何もできないことへの無力感を感じることが多い。子ども (C) は、家庭を安全な場と感じられない。

### ②の類型 (=加害者 (A) から子ども (C) への直接的虐待の併発)

加害者 (A) が被害者 (B) だけでなく、子ども (C) にも暴力を振るう関係状況。被害者 (B) に対する暴力を止めようとして子ども (C) が巻き込まれ暴力の被害を受けることも含まれる。

### ③の類型 (=被害者 (B) から子ども (C) への虐待の発生)

加害者 (A) から被害者 (B) への暴力被害のストレスを、被害者 (B) がより弱者である子ども (C) を支配することによって解消するという関係。母親から子どもの虐待として発見されるケースの背後に父親から母親への DV が存在するケースが多数みられる。

### ④の類型 (=子ども (C) への虐待に加害者 (A) と被害者 (B) が共謀もしくは、容認)

加害者 (A) から被害者 (B) への支配関係のもと、被害者 (B) が加害者 (A) とともに子ども (C) に暴力を振るったり、加害者 (A) の子ども (C) への暴力を容認することで加害者 (A) と被害者 (B) の関係が維持されているケース。子ども (C) への虐待が問題となるが、その陰に夫婦間 DV があり、被害者 (B) は自分に向けられる恐怖を加害者 (A) とつながることによって回避する結果、子ども (C) への暴力の共犯者となる。

### ⑤の類型 (=加害者 (A) が被害者 (B) と子ども (C) の関係の破壊)

加害者 (A) が被害者 (B) に対する支配関係のもと、加害者 (A) の被害者 (B) に対する暴力が、同時に被害者 (B) と子ども (C) の関係を破壊していくケース。被害者 (B) は母親として機能不全に陥り、C (子ども) は家族の中に抛り所を失い、孤立を深めていく。

### ⑥の類型 (=子ども (C) が加害者 (A) に同一化)

加害者 (A) の被害者 (B) に対する暴力が生じる中、子ども (C) は強者としての加害者 (A) に同一化し、加害者 (A) と同じように被害者 (B) に対して暴力を振るい、被害者 (B) を自分の思い通りにしようという支配が生まれるケース。

### ⑦の類型 (=子ども (C) が被害者 (B) に同一化)

加害者 (A) の被害者 (B) に対する支配関係のもと、子ども (C) が弱者としての B (被害者) に同一化し、暴力への受容性が高まるケース。

以上、春原による7つの類型を説明した。子どもをもつ DV 被害者 (B) はこのいずれかもしくは複合させた関係構造の中で無力化され、健康な親としての機能を果たすことの困難が生じる。同時に子ども (C) は長期にわたり家族内にある暴力と支配構造の影響を受けるとともに、暴力容認や誤った人間関係の結び方を学習することがみられる。加害者 (A) が子ども (C) への性的虐待を実行する場合には⑤の類型にみられるように母子関係が破壊され、母親が孤立させられている可能性があることにも留意が必要である。

支援者はこのような家族の中に生じている力関係の構造と被害者と子どもの位置を理解し、その視点から支援を行うとともに、ここでも DV 被害者本人にも説明することが有効となる。そのことにより、DV 被害者本人が自らの置かれた状況のみならず、子どもの置かれている状況をも理解することにつながり、親としての責任性を取り戻し強化することが期待できる。

## (3) DV 被害者支援の視点

被害者の支援の優先される事項は被害者の状況のよって異なることから、A：加害者と同居中、B：離別に動くとき、C：加害者と別居後、の3つにステージに分けて説明する。

### A) 加害者と同居中：暴力の中にいる DV 被害者への支援の視点

DV 関係からの離脱の決意は被害者自身の決定的底打ち実感 (増井 2011)、つまり「限界の限



界を超えた」という強い内的実感によって起こることから、支援者の説得により被害者が離別を決意することは非常に難しい。その家庭にDVがあることを支援者や行政機関が認知したときが必ずしも被害者の動きだしのときではなく、時間的なずれが生じるのは当然のこととなる。しかし、先述したように自身に何が起きているのかという情報を得ること、例えば、暴力の種類やDVのサイクルを知ることなどは自身の状況の客観視につながり、被害者の力になる。また、被害者が孤立しないことも重要である。暴力の加害者との関係は支配と暴力による不健康な関係である。それとは対極の安全で健康な他者関係があることは被害者が自己の健康さをかろうじて保ち、子どもを守ろうとする力にも肯定的な影響を与える。

#### B) 離別に動くとき：離別を決意、もしくは一旦家を出たDV被害者への支援の視点

DV被害者が離別を決意するきっかけはさまざまであるが、子どもがいる場合、子どもが大きなきっかけとなる場合もある。「子どものために関係を続けるしかない」という思いが「子どものために離れなければいけない」に変化するのである。被害者の内的変化である底打ち感は急激にもたらされるため、被害者の動きだしは勢いが伴うが急な場合が多い。その際、必要となってくることは被害者の決意と行動をつなぐことである。DV関係から安全に離れることや関係を解消することは被害者一人では困難である。支援者は、暴力のない生活の実現に向けて行動することを支持し、生活の場の確保と安全の担保のための支援につなぎ、被害者のパワー転回を支えることが必要となる(増井 2012)。安全な行先がない場合は婦人相談所の一時保護の利用、地方裁判所への保護命令の申立ても有効となる。

一方で、一旦家を出ても再び帰宅を選択するケースもある。婦人相談所の一時保護から実際約2割が帰宅している(大阪府女性相談センター 2014)。これらは、離別の意思が固まっていたというよりむしろ暴力のエスカレートなどにより緊急避難せざるを得なかったケースと、家を出たことによる喪失の大きさに圧倒されたり、パートナーと離れたことにより喪失感に強くさいなまれ、「夫は変わってくれるのではないか」「夫への思いがある」という揺れが生じてきたケースなどが多くみられる。海外の調査からはDV被害者は家を出ることを5回から7回繰り返し行いながら関係からの離別を決定していくといわれている。帰宅する被害者が悪いのではなく、支援者の支援の失敗でもない。繰り返しの必要なプロセスとして理解し、次につながる情報の提供や支援者から尊重される経験という「種まき」を行えたのかということが重要となる。

#### C) 加害者と別居後：新しい生活を始めた被害者への支援の視点

DV関係から逃れることで問題が解決するのではない。通常多くの被害者は住み慣れた地域を離れ、新しい生活をしていくことになり、たくさんの喪失を経験する。そのため、新しい生活における孤立を防ぎ、住所の秘匿等安全を守りながら学校の転校等の手続きを進め、経済的な支援も含め新しい暮らしの中でスムーズに支援を受けられることが大切である。また、関係は離れても傷つきやトラウマは残っており、精神的にも負担がかかる状態になる。当初の安堵感や解放感が、次第に怒りや不安に変化することがある。つまり、加害者から離れ距離を置くことで、本来抑えていた感情のふたが開き、さまざまに影響が出てくる。これは心理的回復にとっては正当な反応であるといえるが、その時期を乗り越えることは容易いことではない。支援者は被害者から思いもよらぬ怒りの矛先が向けられ困惑したり、日常生活の混迷の中で例えば約束を守れない被害者がだらしないように思えたりすることがあるため、被害者は相当な混乱期にあることを理解しておくことが必要となる。また、DVを目撃したことによる子どもの心の傷が、別居後に表面化することも多くみられる。子どもがいる場合は、子どもがケアされるとともに、母子関係の再構築へ支援も必要となってくる。

DV 防止法制定以来被害者支援は被害者をいかに逃すかということに力点が置かれてきた。DV から逃れた後の被害者の自立支援についての体制の整備は今後の課題であるといえる。それでも、これまで多くの被害者が暴力から逃れ子どもとともに暴力のない生活を獲得し、維持している。被害者とその子どものストレングスやレジリエンスが発揮されているのである。そこには支配構造を理解した支援者からの情報、そして健康な関係をもたらす他者の存在が大きな役割を果たす。

## 第Ⅵ章 きょうだい間の性暴力事案への対応と保護者への支援

### 1 きょうだい間の性暴力

#### (1) きょうだい間の性暴力

第Ⅱ章でも述べたとおり、平成 25 年度厚生労働省福祉行政報告例の統計結果から、全国の児童虐待相談件数 73,802 件のうち、性的虐待相談対応件数は 1,582 件 (2.1%) であった。一方で、平成 26 年度に行った全国児童相談所 (回答数 173 か所) を対象とした質問紙調査より、「平成 26 年度の家庭内暴力被害の相談対応件数 (保護者からの性的虐待は除く)」は、実数合計 539 件あり、そのうち「きょうだいからの性暴力被害」件数は、27.6% (149 件) であった。対応した事例のうち被害児童又は加害児童のいずれかを一時保護したのは 38.6%、さらにその約半数が施設入所・里親委託措置に至ったという結果が見られた。養育者からの性的虐待だけでなく、養育者以外の親族、特にきょうだいからの性暴力被害に介入・保護の必要性の高さが伺われた (岡本, 2015)。この件数の多さは決して看過できず、潜在的にはまだまだ事案は存在すると考えられるが、対応件数の少ない児童相談所も多く、ノウハウの蓄積が必要と考え、きょうだい間の性的暴力事案の対応について述べる。

#### (2) 保護者支援の位置づけ

このガイドブックでは、性的虐待の被害児童の安全の確保と被害による心理的影響へのケアのために重要な役割を担う非加害保護者への対応・支援の方法を順に述べてきた。非加害保護者とは、加害をしていない方の保護者である。非加害保護者は、自身のパートナーが性的虐待の加害者であることで、情緒的に激しい混乱や悲嘆があり、事実を受け止めることの困難性や、被害児童との関係性、パートナーとの関係性、加えてこれからの生活のあり方に関すること等、目の前の様々な課題に迫られ、精神的にも経済的にも非常な困難を強いられる場合もあり、支援の対象者として位置づけてきた。

一方、きょうだい間の性暴力事案においては、保護者すなわち両親はいずれも、子どもに対する直接の加害者ではなく、非加害保護者といえる。しかしながら、家庭内においてきょうだい間に性暴力が起こる状況を止められなかった、あるいは気づかなかつた、かすかに気づいていたが何も手立てを講じなかったという点で言えば、子どもたちを適切に監護することができなかった (ネグレクト) という観点はぬぐえない。性的虐待の非加害保護者と同じように、何らかの事情によって子どもたちを適切に養育することができない場合、なぜそのような状況になり、どのようにすれば保護者が子どもたちの安全を確保し、性暴力の再発を防ぐことができるのかを考慮し、被害児童、加害児童、そして家族が健全な方向へと導くことを目的として保護者を支援する必要がある。

きょうだい間の性暴力事案においては、性暴力による被害、加害という深刻な事態に巻き込まれた子どもたちの回復を支える保護者を、加害・非加害という分類をせずに、子どもたちを守り適切

なケアをする役割を担う「保護者」として、保護者に対する支援において留意すべきポイントを述べる。

ただし、家庭内にこうした問題が起こるという事は、きょうだい間だけではなく、家族構成員全体の関係性に何かしらの課題が存在している可能性が大いに考えられる。親子関係、夫婦関係をつぶさにみていくと、そこに過剰な密着性や依存性、反発的で攻撃的な感情の存在などがあるかもしれない。家庭内の性モラルの希薄さ、あるいは反対に厳密さが無意識に存在しているかもしれない。また、性的な意味あいの有無に関係なく暴力に対する親和性の存在など、支配・被支配の価値観に依存した複雑な家族力動があるかもしれない。

きょうだい間の性暴力という加害・被害の事実確認とあわせて、家族全体の関係性の中に加害性、被害性が潜んでいる可能性も念頭において、被害児童、加害児童、保護者（両親）それぞれの考え方や価値観、対人関係の取り方や、家族力動も含めた、つぶさなアセスメントが必要である。そして、アセスメント結果に基づいて、被害児童、加害児童、保護者それぞれに対する心理的支援と、必要ならば児童相談所による措置という介入も進める場合がある。加えて、きょうだい間の性暴力だけではなく、保護者からの性的虐待が存在しないかどうかの見極めが必要になるケースがあることも見逃せない。

## 2 きょうだい間の性暴力事案への対応

### (1) 被害児童の安全確保と事実確認

きょうだい間の性暴力事案においては、次のような手順で対応することが望まれる。基本的には、性的虐待が発覚した場合とほぼ同じである。

きょうだいからの性暴力が発見された時、まず、被害児童の安全確保を最優先し、被害児童、加害児童のいずれか、あるいは両方を一時保護するなどして、両者の間に距離を置く。もちろん加害児童については、再加害しないための安全確保が必要である。

子どもたちの安全を確保できれば、被害児童、加害児童、家族からの事実確認を行う。被害児童、加害児童それぞれの心理学的評価や、生育歴、家庭環境などの社会調査によりアセスメントが必要である。また、前述のとおり、家族構成員それぞれの関係性、家庭生活の状況、保護者の対応能力や考え方の特徴等、家族全体を理解しておく必要がある。特に、家庭内の性モラルの取り扱いは、今後の支援の組み立てにおいて重要な情報となる。

アセスメント結果に基づき、被害児童、加害児童それぞれへの支援方針を立て、支援を実行する。

### (2) 被害児童への支援

子どもへの支援のあり方は、被害児童の安心・安全の確保を最優先とした生活環境を整えて進められるよう決定されるべきである。加害児童とは別々の生活ができる手立てをとる必要がある。

子どもに対する性暴力による影響は、第三章で詳しく述べられており、性的虐待による被害児と同様の対応が求められる。

被害児童への性暴力による影響として、健全な性の発達の阻害、PTSD 症状の発症、性的な問題を含んだ行動（性非行など）をおこすことなどがあげられる。被害児童への心理的支援として、安心・安全を確保したうえで、再被害を防ぐために必要な心理教育や、トラウマ症状がみられる場合はトラウマに関する理解や自己の感情や考え方等に気づき自己コントロール感を高めていくこと、また、トラウマ症状により日常生活の中で様々な問題が起こっている時、可能であればトラウマ記憶の処理といった心理治療が必要である。

### (3) 加害児童への支援

被害児童の安全の確保と性暴力からの回復のための心理的支援を進めていく一方で、加害児童に対しても性暴力の再発防止のための心理的支援が必要である。

加害児童に対しても性暴力を再発しないための安心・安全な環境づくりが必要である。いったん被害児童と接触できないような生活環境を作ること、また、被害児童以外の新たな性暴力を防ぐためにも、日常生活の中で見守りを行える環境作りが必要とされる。被害児童を守るという視点だけではなく、下記に説明する加害者支援を安全に進めていくために、性暴力を再発させない環境設定は欠かせない。

性暴力の加害者支援としては、いくつかの性暴力防止プログラムが紹介されている（T. J. カーン, 2009, K. ハンセン, 2015）。その内容は、性暴力を使わない対人関係の持ち方の教育であり、加害者自身が自分の行った性暴力を振り返りながら、そのリスク（きっかけや危険ゾーン）を認識し、性暴力に至った誤った考え方を発見し、性暴力に至らない正しい考え方に切り替えて良い結果につながる行動を選択実行するという認知・行動的アプローチによるものである。性暴力防止プログラムは、良い性行動のためのルールや他者を尊重する対人関係の取り方の学習、感情の気づきとコントロール、被害者の理解、安全プランの作成等が組み合わされて構成されている。

加害児童は、このようなプログラムによって自分自身のとった加害行動に直面し、加害をしない対人関係の持ち方を学び実行する。加害をしないで生きていくことの努力を続けなければならないのである。

## 3 きょうだい間の性暴力事案に向き合う保護者への支援

### (1) 保護者の役割の重要性

家庭内できょうだい間に性暴力がおこった場合、被害児童と加害児童に対する支援は同時に進めなければならない。

被害児童が性被害というトラウマ体験を乗り越えて回復する作業には日常的な支えが必要である（トラウマ・インフォームド・ケア）。そのために必要な保護者の役割や保護者支援の考え方と方法について、前章までに詳しく述べられており基本的に同じである。

一方で、同時に保護者として、加害児童に対する日常的支えを担うことも必要である。加害児童が再び性暴力を起こさないための考え方や行動を身につけ、それを実行するために自己コントロールを継続するためには、絶えずモチベーションを持ち続け、前向きに取り組むことが必要である。性暴力は決して許されることではないが、支援者たちは加害児童の人間性を否定することなく、再発を防止するために加害児童が自分のした行為に向き合う過程に協力する必要がある。そのためには、保護者自身も加害児童とともに性暴力防止プログラムの内容を理解し、子どもが学習した知識やスキルを生活の中でしっかり実践できるよう協力するのである。

家庭内で性暴力がおこった時、そのような出来事を誰でもすんなり受け入れられるわけではない。保護者は大きな衝撃を受け、否定したり、はげしい戸惑いや不安を感じたり、また羞恥心や罪悪感を覚えるだろう。子どもたちに対する否定的な感情が沸き起こるかもしれない。あるいは、被害児童、加害児童いずれかを激しく拒否したり反対に擁護しようとするかもしれない。被害児童について、「大したことではない」「きょうだいの間でおこったことだからそれほど傷ついていないだろう」というように性暴力による被害を過小評価したり直視しようとならない場合もある。また、加害児童に対して、「大騒ぎすることではない」「きょうだいの仲がよかったからだ」など、加害に対して向き合おうとしない場合がある。性暴力の加害者自身が自分のした行為を「大したことじゃない」「相手が誘ってきたからだ」「相手はよろこんでいた」というように合理化したり矮小化するな